

子ども医療費助成制度の新制度開始時期の見込み

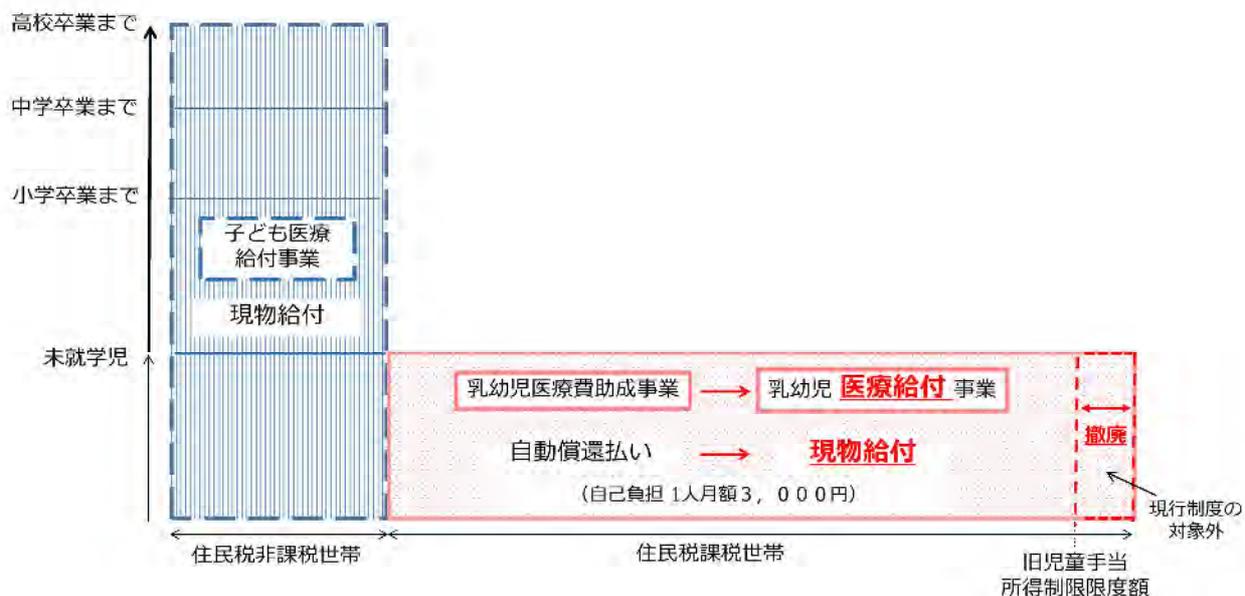
県の子ども医療費助成制度については、未就学児を対象に、現物給付方式を課税世帯にも拡げることとしています。

新制度の開始に向けて、現在、システム改修等の制度変更に必要な準備を実施主体である市町村や審査支払機関等と連携し進めているところです。

開始に向けた準備作業が今年度中に完了することが、概ね見込まれる状況となったことから、**新制度については、令和7年4月からの開始を目指す**こととしております。

<参考：新制度の概要>

- 1 対象年齢：未就学児（現行どおり）
- 2 支給方法：現物給付方式（変更）
- 3 所得制限：無し（変更）
- 4 自己負担：1人月額3千円（現行どおり）



- ※ 住民税非課税世帯（高校生まで）については、現行の子ども医療給付事業による
- ※ 各市町村において、実施主体として取り組む対象年齢や自己負担などの制度内容を検討中

【担当課】 子育て支援課
保健福祉部参事（母子保健・医療担当） 栗野 寛教
電話：099-286-2078（直通）